

都道府県中間年評価書 (集落協定等へのアンケート関係)

都道府県名	熊本県	担当部署	農林水産部農村振興局むらづくり課
-------	-----	------	------------------

Ⅳ アンケート調査の対象協定（集落）等数

	協定等数		アンケート実施 協定等数	
	協定	集落	協定	集落
集落協定	1303	協定	259	協定
個別協定	11	協定	11	協定
廃止協定	66	協定	14	協定
未実施集落	391	集落	45	集落
市町村	36	市町村	36	市町村

V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価

1 集落協定の範囲等

(1) 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数		割合	
① 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	28	協定	11	%
② 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	22	協定	8	%
③ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	140	協定	54	%
④ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	24	協定	9	%
⑤ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	27	協定	10	%
⑥ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	18	協定	7	%

(2) 集落協定の話合いの持ち方

	協定数		割合	
① 中山間地域等直接支払制度のための話合いを開催	210	協定	81	%
② 地域の他の話合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話合いを開催	49	協定	19	%

2 集落戦略

(1) 集落戦略の作成に当たっての工夫

	協定数		割合	
① アンケートや戸別訪問等により、話合いの方法を工夫した	22	協定	8	%
② 話合いをリードする者を活用して進めた	51	協定	20	%
③ 市町村や関係機関の協力を得て進めた	61	協定	24	%
④ 協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	73	協定	28	%
⑤ 担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	24	協定	9	%
⑥ 集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した	10	協定	4	%
⑦ その他	1	協定	0	%
⑧ 特になし	9	協定	3	%
⑨ まだ作成していない	65	協定	25	%

(2) 集落戦略の作成の効果

	協定数	割合
①集落営農を組織化・法人化した又はその計画がある	13 協定	5 %
②認定農業者や新規就農者を確保した又は確保する計画がある	27 協定	10 %
③集落でまとめて農地中間管理機構に農用地を貸し付けた又はその手続きを進めている	11 協定	4 %
④一部の農用地を農地中間管理機構に貸し付けた又はその手続きを進めている	12 協定	5 %
⑤担い手に農用地を貸し付けた又はその計画がある（農地中間管理機構を使わないケース）	24 協定	9 %
⑥基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある	15 協定	6 %
⑦スマート農業等の省力化技術を導入した又はその計画がある	19 協定	7 %
⑧耕作条件が劣る農地の粗放的管理や林地化を実施又はその計画がある	10 協定	4 %
⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある	90 協定	35 %
⑩所得確保のため高収益農産物の生産や加工等を始めた又はその計画がある	12 協定	5 %
⑪他の協定等との統合・連携をした又はその計画がある	6 協定	2 %
⑫高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動を開始した又はその計画がある	13 協定	5 %
⑬特に何もしていない	59 協定	23 %
⑭その他	3 協定	1 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落戦略の作成にあたり、3割が「④協定参加者が、今後も健在であることを前提として」進めており、2割が「まだ作成していない」と回答している。作成の効果は、「⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある」の3割を筆頭に各種効果が確認されたものの、「⑬特に何もしていない」が2割となった。

「協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた」集落は、今後の高齢化の進行に伴い集落戦略の内容が実態と合わないものとなる可能性がある。

県としては、市町村に対して集落戦略作成に係る助言・指導を行った上で、作成後も農業生産活動の維持のために集落の実態に合った内容となるよう呼びかけを行っていく。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

2(1)「集落戦略の作成に当たっての工夫」の「協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた」の集落戦略策定における「工夫」としての内容や役割を検証するとよい。

また、2(2)「集落戦略の作成の効果」としてあげられる「高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動」は副次的なものではあるが、重要な効果として認識すべきである。

※ アンケート対象の集落協定数が5未満の都道府県は、「V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

3 加算措置に取り組む際に中心となった者

	協定数				
	広域化 加算	集落機能 強化加算	生産性 向上加算	棚田加算	超急傾斜 加算
①協定代表者	1 (0%)	1 (0%)	27 (10%)	8 (3%)	21 (8%)
②協定代表者以外の協定参加者	1 (0%)	1 (0%)	11 (4%)	4 (2%)	5 (2%)
③統合された集落協定又は集落の側から	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
④市町村等の行政からの働きかけ	(0%)	2 (1%)	4 (2%)	9 (3%)	3 (1%)
⑤その他	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	1 (0%)

4 第5期対策における本制度の効果について

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農地が荒廃農用地になっていた割合

	協定数		割合	
①協定対象農用地の1割未満	77	協定	30	%
②協定対象農用地の1～3割	92	協定	36	%
③協定対象農用地の3～5割	23	協定	9	%
④協定対象農用地の5割以上	20	協定	8	%
⑤荒廃化していない	47	協定	18	%

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数		割合	
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	187	協定	72	%
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	31	協定	12	%
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	41	協定	16	%

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数		割合	
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	8	協定	3	%
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	10	協定	4	%
③以前と変わらない	11	協定	4	%
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	2	協定	1	%
⑤その他		協定	0	%

(3) 本制度や加算に取り組んだことによる効果

	協定数					
	ア 制度 による全 体の効果	イ 加算に取り組んだことによる効果				
		広域化 加算	集落機能 強化加算	生産性 向上加算	棚田加算	超急傾斜 加算
①荒廃農地の発生防止	214 (83%)	1 (0%)	1 (0%)	6 (2%)	6 (2%)	11 (4%)
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	221 (85%)	0 (0%)	2 (1%)	5 (2%)	4 (2%)	5 (2%)
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	71 (27%)	0 (0%)	2 (1%)	12 (5%)	6 (2%)	1 (0%)
④農業（農外）収入が増加した	16 (6%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	11 (4%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ	37 (14%)	0 (0%)	1 (0%)	1 (0%)	1 (0%)	0 (0%)
⑦鳥獣被害が減少した	108 (42%)	1 (0%)	1 (0%)	3 (1%)	2 (1%)	2 (1%)
⑧荒廃農地を再生した	15 (6%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (1%)	0 (0%)	0 (0%)
⑨都市住民等との交流が増加した	10 (4%)	1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (1%)	1 (0%)
⑩定住者等を確保した	3 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	4 (2%)	1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	86 (33%)	0 (0%)	1 (0%)	2 (1%)	4 (2%)	2 (1%)
⑬その他	2 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0%)	1 (0%)	1 (0%)
⑭特に効果は感じられない	3 (1%)	1 (0%)	0 (0%)	1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

4の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

本制度に取り組まなかった場合に「荒廃化した農地がない」と回答した集落は2割であり、8割は「荒廃化した農地があった」と回答している。また、本制度の効果については、「②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された」及び「①荒廃農地の発生防止」を8割以上の集落が選択している。

共同作業により水路・農道が維持されることで、農業生産活動が継続されており、多くの集落で本制度の様々な効果が挙げられている。

このことから、本制度の目的である『農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動の継続』に効果が発揮されていると考える。

4の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

農地荒廃化の予想の判断は、根拠や基準が客観的に示されていないので、その評価や活用には一定の留意が必要であろう。なお、「水路・農道等の維持」などの直接的な効果だけでなく、「収入の増加」や「都市住民との交流の増加」などの波及的な効果についても注目し、活用することを期待する。

5 集落協定が実施している各種の活動

(1) 集落協定が実施している活動

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①協定対象農用地以外の農用地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	133 (51%)	123 (47%)
②協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	102 (39%)	94 (36%)
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	99 (38%)	85 (33%)
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	2 (1%)	7 (3%)
⑤農作業の共同化	60 (23%)	57 (22%)
⑥農業機械の共同利用	88 (34%)	81 (31%)
⑦鳥獣害対策	160 (62%)	154 (59%)
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	53 (20%)	55 (21%)
⑨都市住民との交流活動	18 (7%)	22 (8%)
⑩農産物の販売・加工	11 (4%)	12 (5%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	13 (5%)	13 (5%)
⑫生き物観察や生物保全活動	7 (3%)	8 (3%)
⑬その他	1 (0%)	1 (0%)
⑭協定対象農用地の保全活動、農道・水路等の維持・管理活動以外の活動はしていない	36 (14%)	29 (11%)

(2) (1) の活動に当たっての連携組織

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①市町村、都道府県	80 (31%)	79 (31%)
②自治会、町内会	65 (25%)	67 (26%)
③子ども会、婦人会、青年会、老人会、地域の団体	31 (12%)	34 (13%)
④地域運営組織	22 (8%)	23 (9%)
⑤社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人	1 (0%)	1 (0%)
⑥保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校	5 (2%)	6 (2%)
⑦大学	1 (0%)	2 (1%)
⑧他の集落協定、集落営農組織、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区、JA	68 (26%)	64 (25%)
⑨民間企業	3 (1%)	5 (2%)
⑩地域おこし協力隊	5 (2%)	2 (1%)
⑪その他	5 (2%)	5 (2%)
⑫連携している組織はない	89 (34%)	67 (26%)

5の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

「⑦鳥獣害対策」に6割の協定が取り組み、次いで「①協定農用地以外の農用地の保全」が5割、「協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動」が4割となった。また、これらの活動に当たっては、「連携している組織はない」が3割強と最も多かった。連携組織で多かったのは、「④市町村、都道府県」や「⑧他の集落協定等」、「②自治会、町内会」となっている。一方で、少数ではあるが、民間企業、社会福祉協議会、大学等と連携している集落も見られた。

集落協定の多くは、多面的機能支払制度等にも併せて取り組んでおり、構成員が同じ地域内組織と連携して、農用地の保全や鳥獣害対策に取り組んでいると考えられる。なお、少数ながら、『社会福祉協議会と連携した高齢者の認知症予防』の活動や『棚田オーナー制による都市住民との交流』等幅広い活動が行われている。

県としては、活用可能な他制度と連携しながら中山間地域の農業を支援するとともに、幅広い使途が可能な本制度の取組拡大を推進していく。

5の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

集落協定のあるところでは、多面的機能支払制度等を含めてさまざまな関連する取組みにも併せて取り組んでいる。その取組みの関係や労力の分担などを把握して、関連他制度と連携しながら中山間地域の農業を支援することが求められる。

なお、3割強の集落協定では「連携している組織はない」としていることを踏まえ、市町村が他集落の取組み事例を紹介するなど、情報提供を進めることが必要である。

V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策における本制度の効果

(1) 本制度に取り組みなかった場合に協定対象農用地が荒廃農地になっていた割合

	協定数		割合	
①協定対象農用地の1割未満	2	協定	18	%
②協定対象農用地の1～3割	1	協定	9	%
③協定対象農用地の3～5割	3	協定	27	%
④協定対象農用地の5割以上	1	協定	9	%
⑤荒廃化していない	4	協定	36	%

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数		割合	
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	6	協定	55	%
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	1	協定	9	%
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	4	協定	36	%

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数		割合	
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた		協定	0	%
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた		協定	0	%
③以前と変わらない	1	協定	9	%
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った		協定	0	%
⑤その他		協定	0	%

(3) 本制度に取り組んだことによる効果

	協定数		割合	
①荒廃農地の発生防止	10	協定	91	%
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	6	協定	55	%
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	1	協定	9	%
④農業（農外）収入が増加した	2	協定	18	%
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した		協定	0	%
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ		協定	0	%
⑦鳥獣被害が減少した	2	協定	18	%
⑧荒廃農地を再生した	3	協定	27	%
⑨都市住民等との交流が増加した		協定	0	%
⑩定住者等を確保した		協定	0	%
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した		協定	0	%
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	1	協定	9	%
⑬その他		協定	0	%
⑭特に効果は感じられない		協定	0	%

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

個別協定の6割が本制度に取り組みなかった場合は荒廃農地が発生したと回答しており、本制度の効果については9割が「①荒廃農地の発生防止」、5割が「水路・農道等の維持・地域の環境が保全された」を挙げている。

個別協定においても集落協定と同様に、荒廃農地の発生防止に効果があったと考えられる。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

個別協定の6割で「本制度に取り組みなかった場合は荒廃農地が発生した」、5割で「水路・農道等の維持・地域の環境が保全された」としているなど、確かに本制度の効果は確認される。

なお、ここでも、農地荒廃化の予想の判断は、根拠や基準が客観的に示されていないので、その評価や活用には一定の留意が必要であろう。

また、直接的な効果だけでなく波及的な効果についても注目し、活用することを期待する。

※ アンケート対象の個別協定数が5未満の都道府県は、「V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 今後の経営意向

(1) 経営規模の拡大意向

	協定数		割合	
①規模拡大の意向がある	1	協定	9	%
②現状維持	8	協定	73	%
③規模拡大より農地を集約したい	2	協定	18	%
④規模を縮小したい（農業経営をやめる意向を含む）		協定	0	%

(2) 規模拡大に当たっての農用地の条件

	協定数		割合	
①農地面積や圃場条件にはこだわらない		協定	0	%
②基盤整備済みの圃場であること		協定	0	%
③農業用水（灌水施設を含む）が利用できること		協定	0	%
④鳥獣害防止柵等の対策が講じられていること		協定	0	%
⑤農道の整備やほ場に大型機械が入ること	1	協定	9	%
⑥日当たりや水はけの良い圃場であること	1	協定	9	%
⑦環境保全型農業に適した圃場であること		協定	0	%
⑧ほ場が面的にまとまっていること		協定	0	%
⑨賃料が安いこと		協定	0	%
⑩その他		協定	0	%

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

個別協定における今後の経営意向については、「②現状維持」が7割、次いで「③規模拡大より農地を集約したい」が2割、「①規模拡大の意向がある」は1割となった。

多くの協定が「②現状維持」と回答し「④規模を縮小したい」という回答はなかったため、本制度の目的である中山間地域での農業生産活動の継続に繋がるものとする。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

個別協定の多くで「現状維持」の意向を示している。この「現状」の具体的な項目や内容について、より精緻な情報を整理することが期待される。

V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価

1 第4期末まで協定対象農用地として維持・管理してきた農用地の現在の状況

	元協定数	割合
①荒廃した農用地がある	6 協定	43 %
②作付けしない農用地がある	8 協定	57 %
③転用された農用地がある	1 協定	7 %
④林地化（植林）された農用地がある	協定	0 %
⑤景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	協定	0 %
⑥担い手から所有者に返還された農用地がある	協定	0 %
⑦担い手に貸し付けされた農用地がある	協定	0 %
⑧鳥獣被害が発生している	6 協定	43 %
⑨災害による被害を受けた農用地がある	4 協定	29 %
⑩基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	協定	0 %
⑪以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	5 協定	36 %
⑫その他	協定	0 %

1について都道府県の所見【必須】

廃止協定では、「②作付けしない農用地がある」が6割、「①荒廃した農用地がある」、「⑧鳥獣被害が発生している」が4割となっている。
ただし、本制度を継続している集落協定との比較が今回の調査ではできないことから、本制度の継続による効果等への言及は困難。

1について第三者機関の意見【必須】

廃止協定の対象地区での「農地の荒廃化」や「非作付け農地」、「鳥獣被害」、「災害による被害」の発生や増大などの状況や理由を、より詳細に把握することが望まれる。

※ アンケート対象の廃止協定数が5未満の都道府県は、「V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 集落の共同活動

(1) 現在の集落での共同活動

	元協定数	割合
①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	7 協定	50 %
②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	10 協定	71 %
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	2 協定	14 %
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	協定	0 %
⑤農作業の共同化	協定	0 %
⑥農業機械の共同利用	協定	0 %
⑦鳥獣害対策	4 協定	29 %
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	協定	0 %
⑨都市住民との交流活動	協定	0 %
⑩農産物の販売・加工	協定	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	協定	0 %
⑫生き物観察や生物保全活動	協定	0 %
⑬その他	協定	0 %
⑭集落で共同活動は実施していない	2 協定	14 %

(2) 現在の共同活動の参加者の数

	元協定数	割合
①集落協定の活動していた当時より減った	7 協定	50 %
②集落協定の活動していた当時より増えた	協定	0 %
③集落協定の活動していた当時と変わらない	5 協定	36 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

廃止協定において、共同活動を実施していない集落は1割強であり、多くの集落で共同活動が継続されている。共同活動への参加者数は5割の集落が「当時より減った」と回答している。
本制度の取り組みを止めることで直ちに共同活動が無くなる訳ではないものの、共同活動への参加者は徐々に減っていくと考えられる。
ただし、本制度を継続している集落協定との比較が今回の調査ではできないことから、本制度の継続による効果等への言及は困難。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

廃止協定の対象集落における「共同活動」の内容や、参加者数の減少の理由・経緯など、状況の継続した把握を行い、本制度の継続による効果等を見極めることが必要であろう。

3 5年後（令和10年度）の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	8 協定	57 %
②いない	6 協定	43 %

(2) 地域の農業の「担い手」の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	6 協定	43 %
②いない	8 協定	57 %

(3) 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	元協定数	割合
①集落の農用地の1割未満が荒廃する	2 協定	14 %
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	4 協定	29 %
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	2 協定	14 %
④集落の農用地の5割以上が荒廃する	3 協定	21 %
⑤荒廃化しない	3 協定	21 %

3の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

廃止協定において、6割の集落で5年後の担い手がおらず、今後5年間で8割の集落で農用地の荒廃が進むと回答している。特に、2割の集落は「農用地の5割以上が荒廃する」と回答している。

このように、廃止協定では担い手の不足により地域農業に対して強い危機感を抱いている集落が見られ、これは県内の中山間地の農業者全体の課題でもあると考える。

中山間地農業の担い手不足への対応は、喫緊の課題である。県としては、中山間地域の魅力向上に係る取組みの支援等により、関係人口や移住・定住の拡大を図る。

3の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

廃止協定の集落の多くで、「5年後のリーダー・担い手の不在」「農用地の荒廃の進展」など強い危機感を抱いている。県はこれを「県内の中山間地の農業者全体の課題」としているが、協定の役割・活用を含めた施策・取組みが求められる。

4 集落協定の範囲等

(1) 元協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数	割合
① 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例－1	1 協定	7 %
② 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例－2	協定	0 %
③ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例－1	5 協定	36 %
④ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例－2	4 協定	29 %
⑤ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例－1	1 協定	7 %
⑥ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例－2	3 協定	21 %

(2) 集落協定の話合いの持ち方

	協定数	割合
① 中山間地域等直接支払制度のための話合いを開催	11 協定	79 %
② 地域の他の話合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話合いを開催	3 協定	21 %

5 近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応

	元協定数	割合
① 元協定参加農家の中には、参加する農家もいると思われる	6 協定	43 %
② 活動に参加する農家はない	6 協定	43 %
③ 近隣集落に協定がない	2 協定	14 %

5について都道府県の所見【必須】

廃止協定のうち4割において、近隣の集落協定に参加する意向の農家がいると回答している。
廃止済みの協定の農家に対する意向確認等は困難であるため、協定を廃止する際には、周辺の集落協定との統合等を検討する必要がある。
県としては、市町村に対して、廃止の相談があれば近隣の集落協定との統合等の検討を促す。

5について第三者機関の意見【必須】

廃止協定の中で、近隣の集落協定への参加意向の農家も少なくないと思われることから、県は、協定廃止の際やその後も、周辺の集落協定との統合等を検討することについて、市町村の支援を促すことが求められる。

V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価

1 現在の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の有無

	集落数	割合
①いる	33 集落	73 %
②いない	12 集落	27 %

(2) 地域の農業の「担い手」の有無

	集落数	割合
①いる	13 集落	29 %
②いない	32 集落	71 %

(3) 現在の集落での共同活動

	集落数	割合
①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	14 集落	31 %
②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	21 集落	47 %
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	3 集落	7 %
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	集落	0 %
⑤農作業の共同化	2 集落	4 %
⑥農業機械の共同利用	集落	0 %
⑦鳥獣害対策	10 集落	22 %
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	1 集落	2 %
⑨都市住民との交流活動	1 集落	2 %
⑩農産物の販売・加工	集落	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	1 集落	2 %
⑫生き物観察や生物保全活動	集落	0 %
⑬その他	3 集落	7 %
⑭集落で共同活動は実施していない	23 集落	51 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

未実施集落では、4割以上の集落で多面的機能支払制度を活用する等により共同活動が実施されているが、5割の集落で共同活動が実施されていない。
 共同活動を実施していない集落では、個人毎に農道や水路の維持管理が行われていると考えられる。この場合、管理する農業者の高齢化等により管理が行われなくなる可能性が高い。
 県としては、必要に応じて本制度や多面的機能支払制度の活用による共同活動の実施を推進したい。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

未実施集落については、未実施の理由を的確に把握する必要がある。その上で、未実施集落においても多くのまとめ役（リーダー）がいることから、その指導力の活用を含め、本制度の活用を図る方法を検討することが求められる。

※ アンケート対象の未実施協定数が5未満の都道府県は、「V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 農用地の状況

(1) 農用地の耕作者

	集落数		割合	
①地域の担い手が主に耕作	3	集落	7	%
②地域の担い手と各農家がそれぞれ耕作	8	集落	18	%
③各農家がそれぞれ耕作	19	集落	42	%
④ほとんどの農地が荒廃化し、誰も耕作していない	15	集落	33	%

(2) 集落の農用地の状況

ア 最近5年間の集落の農用地の状況の変化

	集落数		割合	
①荒廃した農用地がある	26	集落	58	%
②作付けしない農用地がある	20	集落	44	%
③転用された農用地がある	6	集落	13	%
④林地化（植林）された農用地がある	3	集落	7	%
⑤景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	1	集落	2	%
⑥担い手から所有者に返還された農用地がある	2	集落	4	%
⑦担い手に貸し付けされた農用地がある	4	集落	9	%
⑧鳥獣被害が発生している	14	集落	31	%
⑨災害による被害を受けた農用地がある	3	集落	7	%
⑩基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	1	集落	2	%
⑪以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	4	集落	9	%
⑫その他	6	集落	13	%

イ 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	集落数		割合	
①集落の農用地の1割未満が荒廃する	3	集落	7	%
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	11	集落	24	%
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	8	集落	18	%
④集落の農用地の5割以上が荒廃する	20	集落	44	%
⑤荒廃化しない	3	集落	7	%

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

未実施集落の状況を、廃止協定の集落の状況と比較して精緻に考察したうえで、本制度や多面的機能支払制度の活用などによる共同活動の実施を検討するべきである。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

未実施集落の状況を、廃止協定の集落の状況と比較して精緻に考察したうえで、本制度や多面的機能支払制度の活用などによる共同活動の実施を検討するべきである。

3 中山間地域等直接支払制度の認知度

(1) 中山間地域等直接支払制度を知っているか

	集落数		割合	
①聞いたこともあり、少しは制度の内容を知っている	17	集落	38	%
②制度があることは知っているが、内容は知らない	13	集落	29	%
③知らない	15	集落	33	%

(2) 中山間地域等直接支払制度が集落の話合いで出たことがあるか

	集落数		割合	
①集落で中山間地域等直接支払制度の話が出たことがある	12	集落	27	%
②出たことはない	18	集落	40	%

(3) 中山間地域等直接支払制度に取り組まなかった理由

	集落数		割合	
①集落内の合意が取れなかったため	4	集落	9	%
②交付金の返還等の要件が厳しかったため	1	集落	2	%
③事務手続きが負担となるため	5	集落	11	%
④制度の対象となる農用地の要件を満たさなかったため	5	集落	11	%
⑤取り組むに当たって、中心となるリーダーがいなかったため	6	集落	13	%
⑥農家が高齢化しており、5年間続ける自信がなかったため	6	集落	13	%
⑦地域農業の中心となる者がいなかったため	3	集落	7	%
⑧農業収入が見込めなかったため		集落	0	%
⑨鳥獣被害が増加していたため	2	集落	4	%
⑩近隣の集落も取り組んでいなかったため		集落	0	%
⑪ほ場条件が悪いため	1	集落	2	%
⑫中山間地域等直接支払制度がなくても農用地の維持・管理が可能であるため	2	集落	4	%
⑬その他	1	集落	2	%

(4) 中山間地域等直接支払制度に取り組む意向の有無

	集落数		割合	
①ある	3	集落	7	%
②ない	42	集落	93	%

3の(1)から(4)について都道府県の所見【必須】

未実施集落では、3割が本制度を「知らない」と回答している。また、本制度への取り組みを検討した集落の未実施の理由は、「集落内の合意が取れなかったため」等、様々な理由がある。今後の取組意向は1割弱が「ある」と回答している。

この結果から、本制度は開始から20年以上経過しているが、まだ県内における取組拡大の余地はあると考えられる。

県としては、市町村による広報や日本型直接支払フォーラム等を活用した制度周知を行っていく。

3の(1)から(4)について第三者機関の意見【必須】

まず、本制度の周知がなされていなかった理由を見直し、周知拡大の新たな方法・手段の検討が必要であろう。また、「集落内の合意が取れなかった」理由を含め、実施に至らなかった理由の踏み込んだ分析も求められる。

なお、実施を積極的に検討しなかった集落について、その状況や理由を詳細に把握することが望まれる。

V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策の中山間等直接支払制度の効果

(1) 荒廃農地の発生・防止への貢献の程度

	市町村数	割合
①かなり貢献した	18 市町村	50 %
②一定程度貢献した	12 市町村	33 %
③やや貢献した	3 市町村	8 %
④貢献していない	市町村	0 %

(2) 本制度の効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	29 市町村	81 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	32 市町村	89 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	14 市町村	39 %
④農業（農外）収入が増加した	1 市町村	3 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	3 市町村	8 %
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	8 市町村	22 %
⑦鳥獣被害が減少した	20 市町村	56 %
⑧荒廃農地を再生した	2 市町村	6 %
⑨都市住民等との交流が増加した	3 市町村	8 %
⑩定住者等を確保した	市町村	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始した	市町村	0 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	15 市町村	42 %
⑬その他	市町村	0 %
⑭特に効果は感じられない	市町村	0 %

(3) 本制度の必要性

	協定数	割合
①現行制度を維持し、制度を継続する必要がある	25 市町村	69 %
②制度の見直しを行い、継続する必要がある	8 市町村	22 %
③制度を廃止しても構わない	市町村	0 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

全市町村が、本制度は荒廃農地の発生防止に貢献しており、継続する必要があると回答している。県としても中山間地域の農業生産活動の継続に貢献していると捉え、本制度は継続する必要があると考える。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

市町村では、本制度の必要性や継続を認識しているが、「制度の見直し」の必要性を認識しているところも多い。この認識のある市町村の状況や条件を整理したうえで、制度の運用や改良を検討することが求められる。

※ アンケート対象の市町村数が5未満の都道府県は、「V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 本制度の改善点等

(1) 本制度の改善点

	協定数		割合	
①対象地域の要件緩和	7	市町村	19	%
②傾斜区分の要件緩和	11	市町村	31	%
③一団の農用地（1ha以上）の要件緩和	5	市町村	14	%
④協定活動期間（5年間）の緩和	13	市町村	36	%
⑤必須活動の内容の緩和	11	市町村	31	%
⑥集落戦略の内容の簡素化	21	市町村	58	%
⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し	4	市町村	11	%
⑧交付単価の増額	6	市町村	17	%
⑨加算の充実		市町村	0	%
⑩交付金返還規定の緩和	11	市町村	31	%
⑪協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減	23	市町村	64	%
⑫その他	4	市町村	11	%

(2) 集落や農用地を維持するための支援や対策

	協定数		割合	
①農業の担い手を確保するための支援	26	市町村	72	%
②担い手への農地の集積・集約化のための支援	14	市町村	39	%
③地域外からの定住者等を確保するための支援	13	市町村	36	%
④集落協定の広域化や統合に対する支援	3	市町村	8	%
⑤鳥獣害対策に対する支援	28	市町村	78	%
⑥高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援	4	市町村	11	%
⑦機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援	14	市町村	39	%
⑧地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）に対する支援	3	市町村	8	%
⑨地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援	7	市町村	19	%
⑩都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援		市町村	0	%
⑪地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援	8	市町村	22	%
⑫農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援	16	市町村	44	%
⑬傾斜地において、安全に農作業できる農業用機械の購入に対する支援	13	市町村	36	%
⑭その他	1	市町村	3	%
⑮特になし		市町村	0	%

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

本制度の改善点として、6割以上の市町村が「事務負担の軽減」や「集落戦略の内容の簡素化」を挙げている。また、「対象地域や傾斜区分の要件緩和」等が求められている一方、「加算の充実」を挙げた市町村はない。その他の意見として、「中核的リーダーの見直し」を上げている市町村があった。なお、集落や農用地の維持するための支援については、8割の市町村が「担い手確保」と「鳥獣害対策」を挙げている。

具体的な改善点として、集落の事務支援に係る市町村担当者の負担の軽減が考えられる。また、活動期間や傾斜区分等の基礎的な制度要件の緩和や拡充が求められている。特に、所得超過者かつ中核的リーダーの人数制限は、集落内で不公平感が生じており、改善の必要があると考える。

集落や農用地の維持するための支援については、本制度のみでなく他の関連する制度と連携しながら取り組んでいく必要がある。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

市町村の事務負担が大きくなっていることや大きいと認識される理由をより詳細に把握した上で、軽減のための具体的な方法・手続きの提案が求められる。

3 今後の農地利用や集落機能等

(1) 次期対策

ア 次期対策における協定数

	協定数		割合	
①おおむね現状維持が見込まれる	20	市町村	56	%
②若干の減少が見込まれる	13	市町村	36	%
③かなりの減少が見込まれる		市町村	0	%
④ほぼすべての協定の廃止が見込まれる		市町村	0	%
⑤協定の統合・広域化が進むことが見込まれる		市町村	0	%
⑥新規の協定や活動再開の協定により、協定数の増加が見込まれる		市町村	0	%

イ 協定数の減少要因

	協定数		割合	
①活動の中心となるリーダーの高齢化のため		市町村	0	%
②協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため		市町村	0	%
③地域農業の中心となる者がいないため		市町村	0	%
④農業収入が見込めないため		市町村	0	%
⑤鳥獣被害増加のため		市町村	0	%
⑥事務手続きが負担なため		市町村	0	%
⑦交付金の遡及返還が不安なため		市町村	0	%
⑧統合の相手先となる協定が近隣にないため		市町村	0	%
⑨協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため		市町村	0	%
⑩その他		市町村	0	%

ウ 集落協定の統合・広域化の推進方針

	協定数	割合
①小規模集落協定に対して周辺の集落協定への統合を推進する	市町村	0 %
②高齢化が進んでいる集落協定に対して周辺集落協定への統合を推進する	5 市町村	14 %
③集落協定の規模等に関わらず統合を推進する	市町村	0 %
④集落協定に対して周辺の未実施集落の取り込みを推進する	1 市町村	3 %
⑤未実施集落に対する協定締結を推進する	1 市町村	3 %
⑥担い手に対して個別協定に取り組むことを推進する	市町村	0 %
⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない	26 市町村	72 %
⑧その他	2 市町村	6 %

(1) のアからウについて都道府県の所見【必須】

1割程度の市町村は、次期対策で集落協定の「かなりの減少」を見込んでいる。廃止の理由は、主にリーダーや協定参加者の高齢化と回答している。また、7割の市町村は「集落協定の統合・広域化の推進は考えていない」としている。
 県としては、市町村を通じて統合・広域化の集落の理解を促しつつ、事務委託も含めた事務手続き等の負担軽減が検討できるよう、優良事例の紹介や情報提供を行う。

(1) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

次期対策において協定数の「かなりの減少」が見込まれるとされた市町村の、その要因のより詳細な分析が求められる。集落協定の統合・広域化の拡大方向を踏まえ、県としては、市町村の取組の効率化や事務負担の低減を継続して支援することが求められる。

(2) 5年後（令和10年）の農用地の利用、集落機能等

ア 農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①かなり荒廃が進む	5 市町村	14 %
②やや荒廃が進む	27 市町村	75 %
③荒廃化しない	1 市町村	3 %
④荒廃農地の解消が進む	市町村	0 %

イ 集落の寄り合いの回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	市町村	0 %
②今と変わらない	14 市町村	39 %
③今よりも減少する	19 市町村	53 %

ウ 集落の各種行事の回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	市町村	0 %
②今と変わらない	11 市町村	31 %
③今よりも減少する	22 市町村	61 %

(2) のアからウについて都道府県の所見【必須】

ほぼ全ての市町村で農用地の荒廃化は進むと回答し、6割の市町村で寄り合いや行事の回数は減少すると回答している。
 農家の高齢化が進み、担い手不足による荒廃農地の増加や行事が減少することに伴い、寄り合いも減少すると考えられる。

(2) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

基本となる一般的な状況が確認された。「農地の荒廃」、「集落の寄り合い」、「集落の各種行事」の増減の相互関係についての考察が求められよう。

4 集落戦略

(1) 集落戦略作成の推進に当たっての苦勞

	協定数	割合
①話し合う場を設けることが困難であった	12 市町村	33 %
②協定参加者以外の参集に苦勞した	2 市町村	6 %
③話し合いをリードする者の確保など、話し合いを進めることに苦勞した	10 市町村	28 %
④担い手が耕作する農地を明確化することに苦勞した	3 市町村	8 %
⑤草刈り等の管理のみを行う農地（粗放的利用する農地）を明確化することに苦勞した	1 市町村	3 %
⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない	14 市町村	39 %
⑦地域の寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない	5 市町村	14 %
⑧高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えること自体が難しかった	17 市町村	47 %
⑨協定を広域化したため、どの範囲でどうやって集落戦略を作成するかなどの調整に苦勞した	市町村	0 %
⑩その他	5 市町村	14 %
⑪特になし	2 市町村	6 %

(2) 集落戦略作成の推進に当たっての工夫

	協定数	割合
①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	7 市町村	19 %
②話し合いをリードする者を活用して進めた	6 市町村	17 %
③関係機関の協力を得て進めた	3 市町村	8 %
④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	11 市町村	31 %
⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	1 市町村	3 %
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話し合いの単位を小さくして作成した	1 市町村	3 %
⑦その他	4 市町村	11 %
⑧特になし	6 市町村	17 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

作成に当たっての苦勞は、5割の市町村が、「高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えること自体が難しかった」等の話し合いを進めるうえでの苦勞を挙げている。これに対する工夫は、「協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた」市町村が多い。また、「話し合う場を設けることが困難であった」等、話し合い自体を開催することを挙げている市町村も4割弱あった。

集落戦略の作成においても、中山間地域の高齢化が深刻であり、前向きな将来像を描くことすら困難である状況が伺える。また、話し合いの開催自体が困難であった理由として、コロナ禍の影響も考えられる。いずれにしても、集落戦略作成に当たっては、話し合いの開催から作成支援に至るまで、市町村の大きな負担となっていると考えられる。

県としては、作成の進捗状況の確認を行い、遅れている市町村にフォローアップを行う。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

「10年後」など集落の将来像を描くことは容易でない。戦略作成の課題や対応の個別例の詳細な分析があるとよい。また、将来像を描くための参考として、集落再生の成功例を示すなど、県には具体的な支援を期待する。

5 農村RMOの推進の意向

	協定数	割合
①現在も推進しており、今後も推進する予定	1 市町村	3 %
②現在は推進していないが、今後は推進する予定	7 市町村	19 %
③現在は推進しているが、今後は推進しない予定	市町村	0 %
④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定	23 市町村	64 %
⑤その他	2 市町村	6 %

5について都道府県の所見【必須】

農村RMOについては、7割の市町村で「現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定」としている。

農村RMOの内容が市町村に深く理解されていないと考えられるが、令和5年度からは熊本県内でも取り組みが始まる。

県としては、事例の紹介等を行いながら、取り組みの推進を行いたい。

5について第三者機関の意見【必須】

農村RMOの推進に当たっては、組織の理念や活動をわかりやすく説明していくとともに、取り組み状況や進展の情報共有を図っていくことが求められよう。